

<著作権法入門> <http://www.law.co.jp/okamura/copylaw/>

【ベルヌ条約】成立・・・ 1886 年 正式名称・・・文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
【WIPO】略称・・・World Intellectual Property Organization 日本訳・・・世界知的所有権機関 設立・・・ 1970 年
【WIPO 著作権条約】どんな条項があるか？ ①公衆への伝達権 ②コンピュータ・プログラムの著作権による保護 ③頒布権 ④コピープロテクション等技術的保護手段の回避
【電子データベースの保護】著作権法は、2条1項10号の3で、「データベース」を「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」と定義したうえ、12条の2で、「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定しています。このように、著作権法上の「データベース」に該当すれば、12条の2で保護される。
【1998年1月1日施行の改正著作権法による音楽の著作物の保護】 インターネット上で流す曲がJASRACの管理作品である場合には、JASRACから許諾を得る必要がある。
【1999年6月23日交付された著作権法の変更点】 ①新しい技術を活用した権利の実効性の確保 ・コピープロテクション等技術的保護手段の回避に係る規則 ・権利管理情報の改変等の規則 ②著作者等の権利の充実 ・著作物等の譲渡に関わる権利（譲渡権）の新設 ・上映権の拡大 ・演奏権に係る経過措置の廃止

【感想】